ア 交付期間

平成 15 年 8 月 1 日 (金曜) から平成 15 年 9 月 11 日 (木曜) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 6 時 15 分までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

- (3)入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成15年8月8日(金曜)午後2時から
 - イ 場所 熊本県庁行政棟新館3階 健康福祉部聴聞室
- (4)入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成15年9月12日(金曜)午後2時から
 - イ 場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
- (5)入札書の提出方法

50 (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは4に記載の場所に平成15年9月11日 (木曜)までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。)すること。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約書作成の要否

要

なお、契約締結の期限は、落札決定の日から7日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。